

経営法務

合同会社の資金調達 資本金を増やさないことが可能

" B/S ⑧ 公告はなくてよい

新設型の組織再編 略式手続の適用はない。

株式の準共有 過半数の共有持分があれば権利行使可能

ゴードン・モデル方式 定率成長モデル

みなし清算条項 合併・買収などで株価変動する場合、その時点でいったん清算したものとみなす

ドラッグ・アロング・ライト 他の株主に売り渡せる権利

参加型優先株式 残余の分配可能額についても配当にあずかる。

非参加型 " " あずかれない

累積型 不足配当金額が次期に持ち込まれる。

非累積型 " " 持ち込まれない

債権者異議手続 分配可能額が増える場合、必要 ← 資本が流出

特許権侵害の差止請求権 事前の警告は不要。

起算日が出願日 特許権、実用新案権

商品形態模倣行為 日本国内で最初に販売された日から3年。

パブリシティ権の侵害 肖像権等の有する顧客吸引力の利用を目的とする場合に成立

マドプロ出願 出願した段階でできる。

職務著作 原則、最初から企業が著作者。

職務発明 企業は通常実施権を持つ。

共同著作 権利行使に他社の承諾が必要。

代襲相続 子系はない。

異母・異父兄弟の相続分 $\frac{1}{2}$ になる。

JPX日経400 投資魅力の高い会社 ← 指名委員会等設置会社が99.1%

ストックオプションの行使価額 付与時の株式の価値以上 ← 税制適格

株主総会特別決議 定足数 $\frac{1}{2}$, 賛成 $\frac{2}{3}$

経営法務

募集株式の発行 取締役会決議, (第三者有利) 特別決議

ストックオプションの課税 行使時点: 給与所得, 売却時点: 譲渡所得

税制適格要件を満たしている場合、繰延

増資の登録免許税 増資額の0.7%、最低3万円。(減資の場合も)

除外合意 生前贈与株式等を遺留分の対象から除外する。

経産大臣の確認、家庭裁判所の許可

特許を受ける権利(出願前) 出願しなければ第三者に対抗できない

" (" 後) 特許庁長官への「届出」が効力発生要件

著作権の起算日 死亡した日の属する翌年から。

商事留置権 目的物と債権の牽連性なくともよい。第三者の所有物X。

消費者契約法 消費者(事業者ではない個人等)と事業者の契約が対象

消費者の代理人 消費者と対等(事業者でも)。

景品表示法 課徴金納付対象期間 遡る3年

↳ 相当な注意を払っても知らなかった場合は納付を命じられない。

株式取得の場合の届出(公正取引委員会)が必要になる場合

国内売上200億円を超える会社か、50億円を超える会社の株式取得の場合。

除外合意 株式を遺留分算定のための財産価額に算入しない。

否認権 手続開始後に、とりける。

" が規定されていないもの 特別清算手続

相殺権の行使期限が債権届出期間内 民事再生、会社更生。

実用新案権 侵害者への権利行使 技術評価書を提示して警告した後

普通知称化 不正競争防止法の商品等表示に該当しなくなる。

原則 到達主義、手紙 発信主義、電子メール 到達主義

事業者間、対面交渉の場合、その場で相手方が承諾しなければ、申込の効力が

詐害行為取消権 債権者が債権者を害することをあざとした場合、

債権者が裁判所に取消請求できる。2年/20年

残存債権者を害すると知って分割した場合、承継した財産に限度に
債務の履行を請求できる制度を創設。(H27)

社外取締役になれない人

① その会社・子会社の業務執行取締役(過去10年以内)。

親会社の取締役

兄弟会社の業務執行取締役

株式会社の、西2名者、2親等以内の親族でない。

株主総会の招集通知 公開会社: 2週間前、非公開会社: 1週間前。

(取締役会非設置では短縮可)

自己株式の取得 全員に勧誘: 普通決議, 特定株主: 特別決議

再販売価格の拘束 不正な取引方法

カルテル 不当な取引制限

遺留分算定に係る合意 経産大臣の確認、家庭裁判所の許可 (債権者が単独で行う)。

パリ条約 優先権制度 出願期間 12ヶ月以内 (意匠・商標は6ヶ月)。

パリ条約ルート 各国で別々に出願手続

商標が3年以上不使用 不使用取消審判を請求できる。(請求登録日から消滅)

地域団体商標 法人格を有する組合、商工会/商工会議所、NPO法人。

著作権の譲渡 翻訳権、編曲権、変形権、翻案権とそれらの利用権は、

明示されないと承継人に留保されたものと推定。

OEM 委託者が設計、制作・組立図面まで受託者に支給、技術指導

ODM 受託者が設計、開発、マーケティング

相続の場合の譲渡承認 不要

有価証券報告書の虚偽記載、記載おれの課徴金 発行株式の10%? 600万円

四半期・半期・臨時報告書 " 10% 300万円?

立証責任の転換された過失責任 過失がないことを立証できれば損害賠償を受ける

有価証券届出書 総額1億円未満の少数株主は提出義務なし。

経営法務

累積投票制度 「株につき、選任される取締役と同数の議決権」

1%に集中しても、数人に分散して投票してもよい。

議題 議案 議題に対する具体的内容が、議案。

少数株主権 株主提案権 総議決権数の1% or 議決権 300個以上。

信用悪化事由が明らかとなった時点で并清算を到来させる 期限の利益喪失事由。

化粧品成分表示は 商品等表示に含まれない。

市町村の標章 著名性を獲得していない場合、他者が商標登録を受ける余地 あり

詐欺による悪意表示の取消し 善意の第三者に対抗できない

強迫 “ ” “ ” できる。

錯誤 軽過失は無効主張できる。重過失はできない。

無権代理人の責任を主張できる要件 相手方が善意・無過失

消費貸借の利息上限 $\sim 10万円^*$: 20% , $10万円 \sim 100万円^*$: 18% , $100万円 \sim$: 15%

外国法人の日本支店 Permanent Establishment

国内法と租税条約が異なる場合、租税条約を優先。←日本国憲法は国際協調

合同会社の業務執行 社員のみに。

事業譲渡で書面等の備置き義務 なし。

共有者

法人格を有しない組合 民法上の組合(任意組合)、有限責任事業組合(LLP)

投資事業有限責任組合

中小企業政策

中小企業政策

中小の試験対策上、法人税が「免除」される支援措置 **ない**と**考えて差し支えない**

中小企業等経営強化法 (H28.7)

→ 創設 「**経営力向上計画**」認定制度 (本業の成長を支援)

→ 経営革新 **業種**による制約条件はなし

マル 経融資 小規模事業者経営改善資金融資制度

2000万円、7年(1年)/10年(2年)、無担保・無保証人、低利

下請法 遅延利息 14.6%、60日後

地域・まちなか商業活性化支援事業

→ 中心市街地再興戦略事業 中心市街地活性化基本計画、民間事業者

① 調査事業、② 専門人材活用支援事業、③ 先導的・実証的事業

生涯現役起業支援助成金 40歳以上の事業主、中高年齢者雇い入れ

雇用創出のための募集・採用や教育訓練に関する計画

地域中核企業創出支援事業 支援人材を通じて支援を行う事業

(1) ネットワーク型支援: 外部リソースとのネットワーク構築を支援

(2) ハズオン型支援: 事業化戦略の立案/販路開拓をハズオンで支援

中小法人 資本金・出資金 1億円以下

大法人 " 5億円以上

飲食店の分類 小売業

運輸業の分類 製造業その他

✓ 小企規基本法 基本方針、基本計画

経営力向上計画 事業者の生産性を向上させるための計画。国が

事業分野別指針を策定、指標は労働生産性を用いる。

下請法 年利 90、120、60

中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン 付加価値の向上、効率の向上

事業承継ガイドライン プレ承継... 経営状況・経営課題等の把握、事業承継に向けた経営改善 (見える化) (磨き上げ)

特定ものり基盤技術 振興法 中小ものり高度化法

新連携 異分野、新連携計画

JAPANブランド育成支援事業 4者以上

戦略策定段階への支援、定額、1年間

ブランド確立段階への支援、定率、最大3年間

プロデュース支援、定額

経営セーフティ共済 事業1年以上、納付6ヶ月以上、掛金の10倍まで

5万~20万円(額)、max 8000万円、1/10が掛金総額から控除

法人税の軽減税率 資本金1億円以下、年所得800万円以下 19%

農業法人の分類 製造業その他

✓ 中小企業基本法 基本理念

小規模企業共済制度 退職所得に在る (解約は一時所得)

技術研究組合 法人格、株式会社・合同会社に移行可能 × 事業協同組合 など

賦課金付費用処理、研究開発税制、取得設備は圧縮記帳可

下請取引のあせん 中小企業支援センター、ビジネスマッチングステーション(BMS)

商店街振興組合 総組合員の1/2以上が小売商業またはサービス業

農商工等連携促進法 農商工等連携事業計画: 中小企業者と農林漁業者が共同作

団が認定、× 地方自治体は対象外、○ NPO法人等

保証限度額の拡大あり

商業・サービス競争力強化連携支援事業 ← 中小サービス事業者の生産性向上ガイドライン

予約保証制度 信用保証協会の債務保証付き融資を予約する制度

上乗せ保証料(融資時)、保証期間5年、予約は最長1年有効

高度化事業 80%以内、設備資金、20年以内(据置3年)

共同施設事業 共同物流センター、加工場、倉庫

施設集約化事業 共同入居のショッピングセンター

集積区域整備事業 商店街のアーケード、カー・舗装、駐車場、各商店改装

中小企業政策

海外ビジネス戦略推進支援事業 海外展開のFS(旅費、通訳)

単独でOK

自社のWebサイトの外国語化等を支援。(中小機構)

地域間交流支援事業(RIT事業) 日本と海外の産業集積地との間での

ビジネス交流プラットフォーム作りと商談の支援をする事業。(ジェトロ)

スマートモのびり応援隊事業 カゼン指導者を育成・派遣する事業を代行

各地の産業支援機関や業界団体などの民間団体等。

注目産業競争力強化法 特許料等の軽減措置 小規模、個人事業主。

10年未満、資本金3億円以下 → 審査請求、特許料、国際出願に係る手数料 $\frac{1}{2}$

小規模事業者経営発達支援融資制度 商工会、商工会議所が経営発達支援計画

の認定を受けている場合に、一定の要件を満たす小規模事業者に低利で融資。

(新たな雇用、雇用の維持が認められる)

小規模中企業活性化法 中小企業基本法の一部を改正し、「基本理念」と

「施策の方針」を明確化するものである。

小規模支援法 商工会/商工会議所、伴走型、経営発達支援計画

女性、若者/シニア起業家支援資金 おおむね7年以内、35歳~55歳以上

有限責任事業組合(LLP) 法人ではない(民法組合の特例)、パススルー課税

出資比率とは異なる議決権、損益分配が可能、組合契約により柔軟な組織構造

中小企業等協同組合の軽減税率 資本金1億円以下の中小法人とは異なり、

原則として中小企業等協同組合であることをもって軽減税率が適用される。

雇用調整助成金 休業手当または賃金相当額の $\frac{1}{2}$ (中小企業の場合は $\frac{2}{3}$)

雇用保険基本手当額の最高額を限度。1年間で100日、3年間で150日。

事業協同組合、企業組合の根拠法規 中小企業等協同組合法

ものづくり技術の対象になるには どのように他者と差別化し競争力を強化

するかを明記した事業計画を作り、その実効性について「認定支援機関の

確認を受けていることが必要

小規模企業共済制度 企業組合(20人以下)、協業組合(20人以下)を対象

再チャレンジ支援融資制度 開業後おおむね7年以内。

下請法の調査 公正取引委員会、中小企業庁

中心市街地活性化法(1998) 中小小売商業振興法(1973)

地域商店街活性化法(2009)

創業補助金 新たな需要を創造する商品・サービスを提供する創業(第二創業含む)

店舗借入費、設備等 $\frac{2}{3}$ 以内を補助

事業承継円滑化の税制措置 宅地相続 → 評価額減額、非上場の相続株式

を自社に売却した場合、所得税の課税の特例制度がある。